

社債型種類株式に関するQ&A

2024/2/13



東海カーボン株式会社

社債型種類株式に関するQ&A：定款変更の目的

質問	回答
1. 今回、定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none">■ 本日発表のローリング中期経営計画T-2026の基本方針に則り、事業成長を支える投資や諸施策の実行に向けて、財務健全性と流動性を維持しつつ、最適かつ機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための当社の資金調達の実現を幅広く確保すべく、定款変更にて、社債型種類株式に係る追加を行うものです。
2. 財務戦略上ハイブリッド・ファイナンスに期待する役割、資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none">■ ハイブリッド・ファイナンスは、普通株式の発行によって生じる議決権の希薄化やROEやEPSへの影響を抑制^(※1)しつつ、格付上の資本性を得ることにより、資本効率と財務健全性のバランスのとれた適正な資本負債構成を適正なコストで確保することに資する選択肢であると考えています。■ 社債型種類株式の資本コストは発行時に決定される配当年率相当分に限定されるため、普通株式の資本コストよりも低く、当社の既存株主の皆様の利益にも配慮した資金・資本調達手法と考えています。
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none">■ 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド・ファイナンス手法です。■ 社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、一定期間は固定の優先配当が支払われます。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。■ 普通株式とは別途、東証プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。
4. ハイブリッド社債に類似した商品性とは	<ul style="list-style-type: none">■ ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&I）より調達額の50%に対して格付評価上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでいます。■ 発行から概ね5年間は固定配当であり、原則として発行日の5年後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金を対価に取得することができます。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

社債型種類株式に関するQ&A：商品性の特徴

質問	回答
5. ハイブリッド社債との違いは	<ul style="list-style-type: none">■ 社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。■ 加えて、社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。
6. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul style="list-style-type: none">■ 議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。■ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われられない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。■ 普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響が抑制されます^(※1)。
7. 買収防衛策として利用されないか	<ul style="list-style-type: none">■ 社債型種類株式は、株主総会における議決権や普通株式への転換権がない種類株式であり、買収防衛策に利用できる性質ではなく、そのような想定もありません。■ 社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定していません。
8. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none">■ 現時点で具体的な発行時期は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。
9. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none">■ 現時点で具体的な発行時期は未定です。■ 当社の財務基本戦略である財務基盤の健全性維持を踏まえ、機動的な調達を目指して、最適な発行時期や発行金額を検討します。■ 2024年2月13日提出の第1回社債型種類株式の発行登録において、発行額は最大500億円と設定しています。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

社債型種類株式に関するQ&A：第1回社債型種類株式について

質問	回答
10. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none">■ 現時点で具体的な発行時期は未定ですが、複数回号の設定は将来の発行に係る選択肢の確保が目的です。■ 発行する際には回号ごとに幅広い投資家を対象に、ブックビルディング方式と同様の方式に基づいた適正な発行条件を設定します。
11. 配当年率レンジ2%～4%の考え方は	<ul style="list-style-type: none">■ 普通株主の皆様による定款変更議案に対する賛否のご判断の参考として、現時点の市場環境等を踏まえた場合の目安をお示しするものであり、類似するハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。
12. 東証への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none">■ 幅広い投資家に投資いただく上で、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
13. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none">■ 当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考えており、安定的・継続的な配当を株主への還元の基本としてまいります。したがって、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
14. 2回目以降の商品性や発行はどのように考えているのか	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回と同様の商品性を想定しており、議決権や転換権がなく、議決権の希薄化は生じません。■ 第2回以降も第1回と同様、最大1,000万株の範囲内で当社資金需要等を踏まえ、検討する想定です。
15. 5年後に、社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none">■ 当社が今後、社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得（コール）するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。■ ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降から配当ステップアップするタイミングまでに、コールを期待していることは十分認識しております。

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合には、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。



技術と信頼で 未来に答えを

東海カーボン